平成２４年（フ）第１４５号
兵庫県伊丹市中央町４－６－４中尾ハイツ202号室、住民票上の住所兵庫県伊丹市西台３丁目７番26―201号
破産者　川北　佳子
1　決定年月日　平成24年11月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２４年（フ）第１７５号
兵庫県川西市鼓が滝３丁目１番56号
破産者　さたなきあこと　川端　邦由
1　決定年月日　平成24年11月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２４年（フ）第１６号
山形県長井市神明町３番70号、開始決定時の住所福島市小倉寺字五升内４番地の６
破産者　斎藤　二郎
1　決定年月日　平成24年11月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

平成２４年（フ）第１３５８号
神奈川県大和市中央５丁目16番２―408号
破産者　佐藤　正雄
1　決定年月日　平成24年11月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第６６号
兵庫県南あわじ市倭文委文423番地
破産者　數田　眞一
1　決定年月日　平成24年11月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２４年（フ）第１４号
愛媛県西宇和郡伊方町九町４番耕地741番地
破産者　城岡　博壽
1　決定年月日　平成24年11月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所大洲支部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２４年（フ）第２１７３号
大阪府枚方市出口３丁目10番10号東側、住民票上の住所大阪府枚方市出口５丁目35番26号
破産者　安藤　美雄
1　破産債権の届出期間　平成24年12月21日まで
2　一般調査期日　平成25年１月28日午後４時
平成24年11月22日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３１２７号
大阪府高槻市古曽部町２丁目29番24―701号
破産者　藤井　伸貫
1　破産債権の届出期間　平成24年12月21日まで
2　一般調査期日　平成25年２月15日午後３時
平成24年11月22日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６２号
北海道留萌郡小平町字鬼鹿港町４番地の32
破産者　株式会社西村組
1　破産債権の届出期間　平成24年12月25日まで
2　一般調査期日　平成25年１月24日午後２時50分
平成24年11月22日　旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３５２４号
大阪市東淀川区下新庄６丁目18番26号　藤マンション202号、開始決定時の住所大阪市東淀川区小松２丁目１番13号　ボネール滝川502号
破産者　ボネール滝川こと　滝川　数広
1　破産債権の届出期間　平成24年12月25日まで
2　一般調査期日　平成25年２月４日午後４時
平成24年11月22日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３４４号
和歌山市本町１丁目32番地
破産者　株式会社網与商店
1　破産債権の届出期間　平成25年１月11日まで
2　一般調査期日　平成25年２月４日午前10時25分
平成24年11月26日
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

債権者集会招集

平成２３年（フ）第５６号
宮崎県串間市大字西方3414番地４
破産者　草竹ヤエ子
1　期日　平成25年１月28日午後１時30分
2　会議の目的　破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
平成24年11月26日
宮崎地方裁判所日南支部破産係

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２２年（フ）第３８号
福岡県福岡市博多区金の隈１丁目18番25号
破産者　有限会社三祥会
異議申述期間　平成25年１月25日まで
平成24年11月26日
福岡地方裁判所第４民事部

免責許可決定

平成２４年（ラ）第２７号（原審高松地方裁判所平成２１年（フ）第７６号）
香川県高松市今里町２丁目17番地16
抗告人（破産者）　石丸　太聞
1　決定年月日　平成24年11月20日
2　主文　原決定を取り消す。
抗告人（破産者）について免責を許可する。
高松高等裁判所第２部

特別清算協定認可

平成２４年（ヒ）第２０４９号
東京都品川区西五反田８丁目８番14―302号
清算株式会社　株式会社ワイ．エス．ケイ．城南
代表清算人　穴山紀世美
1　決定年月日　平成24年11月22日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
1　協定債権者の届出債権のうち、特別清算開始決定の前日である平成24年８月29日までの元本、利息、遅延損害金を協定債権とする。
2　清算株式会社は協定債権者に対し、残余財産を協定債権額に按分して算出した10.50％を金銭配当する。
3　清算株式会社は、協定案が可決成立し、裁判所の認可決定が確定した後５日以内に配当を実施する。配当は協定債権者の指定する銀行口座に送金する方法をとり、送金手数料は清算株式会社の負担とする。
4　協定債権者は、前項の配当を受けたときは、清算株式会社に対し配当後の残債権元本・利息・遅延損害金につき、その債務を免除する。
5　清算株式会社は第３項の配当後、新たに会社財産が発見された場合は、換価のうえ必要経費を控除した残余財産を、協定債権額に按分して金銭配当する。この場合、前項による免除は、新たにされる配当の限度で効力を失う。
以上
東京地方裁判所民事第８部

平成２４年（ヒ）第２０５７号
東京都港区西新橋１丁目22番14―1001号
清算株式会社　株式会社四谷興業
代表清算人　臼田　　哲
1　決定年月日　平成24年11月21日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
1　協定債権の権利変更及び弁済方法
清算株式会社四谷興業（以下「会社」という。）は、別紙記載の各協定債権者に対し、以下のとおり弁済し、残余については免除を受ける。
⑴　会社は、各協定債権者（平野伸二郎、平野瑛児、平野洋子、藤本清明、森昭敏及び株式会社平安堂総合サービスを除く。）に対し、本協定の認可決定確定日から１か月以内に、別紙協定案別表の債権額欄記載の債権額の0.07609％の金員を支払う。詳細は、別紙協定案別表記載のとおりである。